

改正土壤汚染対策法の概要

土壤汚染対策法は、平成22年4月1日から以下のように変わりました！

○ 調査の契機について

第3条：有害物質使用特定施設の使用の廃止時（旧 第3条から変更なし）

第4条：3,000m²以上の土地形質変更の届出をする際に土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（新たに規定）

第5条：土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（旧 第4条 → 第5条へ）

○ 土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合の区域の指定について

指定基準を超過する土壤汚染が判明した土地について都道府県知事が指定区域として以下のように指定・公示する（汚染の除去が行われた場合には指定を解除）

① 要措置区域（第6条）

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示（第7条）

→土地形質変更の原則禁止（第9条）

② 形質変更時要届出区域（第11条）

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域

→土地形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要（第12条）

※自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）→規制対象区域として適切に管理

摂取経路の遮断が行われた場合

○ 汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・上記①②の区域内の土壤の搬出の規制（事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令）
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤の処理業の許可制度

当社は指定調査機関及び計量証明事業所として、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査から調査結果に対する評価及び対策の提案まで一貫した土壤調査業務について長年の実績があります。

詳しくは、技術統括部 明石（内線267）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

